

## わが社の新事業への取り組み

～チップボイラー「エコモス」の開発と  
太陽光発電の導入～

ヤマダエンジニアリング株式会社

代表取締役 細矢 雄二



弊社は平成元年に設立し、株式会社小山田工業所のボイラー事業を継承して官公庁、民間企業を対象とした機械設備工事全般及びメンテナンスを行っており、これまで多数の石油焚きボイラーの設置工事を行ってまいりました。

原油価格の高騰、地球温暖化問題がとりざたされる中、平成15年に木質チップを燃料とする小型・低価格温水ボイラーについて岩手県と共同開発を行うことになりました。その開発は岩手県工業技術センター並びに林業技術センターの技術支援、情報提供により行われ、高含水率チップの燃焼技術を確立し、平成16年3月に実証機が完成。平成17年4月から、いわて型チップボイラー「エコモス」としてWB100型（熱出力100kW）、WB200型（熱出力200kW）の2機種の発売を開始。今年度は500kWの開発が完了し3機種のラインアップとなりました。

チップボイラー「エコモス」は着火バーナーを併用したハイブリット燃焼方式を採用しており、全自動断続運転ができ、幅広い含水率のチップに対応いたします。バックアップボイラーが不要で高価な海外製チップボイラーを凌ぐ機能を備えております。

全国的に地域の林業振興など木質バイオマスエネルギーの利用の促進が進められており、岩手県営屋内温水プール“ホットスイム”での24時間運転による温水プールの加温、館内暖房をはじめとして岩手県内の複数の施設、福島、長野、徳島など全国の公共施設、病院、温泉施設で導入いただいております。

昨年12月には盛岡市玉山区の盛岡工業団地内に出力500kWの太陽光発電所を開設いたしました。これまで以上に自然エネルギーの普及・拡大に貢献するために太陽光発電に取り組んだ次第です。

現在は独立行政法人 科学技術振興機構（JST）の支援を受け、ボイラー建屋を必要としない屋外設置のパッケージ型チップボイラーの開発を行っており、平成27年度の発売を目指しております。

また、次のステップとしてチップ焚き蒸気ボイラーの開発を計画しており、発電も含めた利用拡大を目指します。

今後も社会全体の環境負荷の低減に貢献するとともに新分野・新事業における業績の向上、新技術・新技法の企業化など更に推進し地域経済の活性化に貢献してまいります。

## グループ補助金で商店街再生にチャレンジ ～三陸サイコー商店会(協)の取り組み～

三陸サイコー商店会(協) (葛西祥也 理事長) は、大船渡市三陸町越喜来地区で被災した商業者9名が、新たな商店街を地域に再生するために組織した組合である。

越喜来(おきらい)地区は、もともと三陸町における商業の中心地として地域住民の生活を支えてきたが、震災により36店舗のうち34店舗が被災し、その機能を失った。津波で事業主が犠牲になった店舗や気力体力が減退してしまった店舗などがあり、再起を図る事業者を募るのに苦慮したが、中小企業基盤整備機構が整備した仮設商店街において、地域で唯一の食品スーパーや衣料小売店などの組合員を含めた17店舗が営業を再開し、地域を支えている。

しかし、未だ本設復旧を果たした事業者はなく、またコミュニティの場が失われたことにより、地域内の交流が減少するなどの課題が山積するなか、仮設商店街は県道ルートの変更により立ち退きの必要に迫られている。

そのため仮設商店街では、大船渡市から市有地を借り受け、三陸町の核となる商店街を本格的に整備することを検討。組合が中心となり、グループ補助金を活用して商店街を再生する方針を固めたことから、本会では、グループ復興事業計画の策定について支援した。

「①地域コミュニティの拠点となる商店街の再生」、「②地域生活者の買い物・生活利便性の向上」を目指し、それを実現するためのアクションプランやコミュニティ拠点となる共同施設について検討を重ね、平成25年12月に公募された第9次グループ補助金に申請。現在、その審査過程にある。

グループ補助金は、平成25年度から、地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置、また、それらに付随する環境整備やイベント開催を新たに補助対象とする「商店街型」が拡充された。この新たな「商店街型」については、未だ他県においても採択案件がないため、当組合が採択となればその第1号となる。



仮設商店街オープン当初(平成24年2月)の様子

### 三陸町越喜来地区の現在の状況



#### 現状と課題

- ① 既存店舗の9割が被災し、三陸町の商業機能の低下が著しい。
- ② コミュニティの場が失われ、地域内の交流が減少している。
- ③ 県道ルートの変更に伴い、仮設商店街が立ち退きを迫られている。

#### グループの目的

- ・地域コミュニティの拠点となる商店街を再生すること。
- ・地域生活者の買い物・生活利便性を向上すること。



## 2 組合 1 企業が受賞

### ～「がんばる商店街 30 選」、「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」～

地域貢献や地域経済の活性化、新たなサービスの創造等で特徴的な活動を行っている中小企業者の取り組み事例を紹介する「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」「がんばる商店街 30 選」（いずれも経済産業省主管）に、本県から 3 組合等（2 組合 + 1 企業）が選定された。以下にその取組概要等を紹介する。

なお選考にあたっては、外部有識者による審査を経て、最終的には国の中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会（分科会長：鶴田欣也全国中央会長）が選定した。

#### 「がんばる商店街 30 選」

##### ◎宮古市末広町商店街振興組合（代表理事：佐香英一氏）

（組合概要）

宮古の商業経済の拠点として、隣接商店街や地域団体と連携し共同事業を実施するなど、賑わい創出を図っている。

（選定理由）

隣接する 6 商店街、5 団体と「いわて宮古街なか商人グループ」を構成、幹事組合として中心市街地商店街の復旧に貢献。地域通貨「リアス」発行等、新たな復興支援モデルを確立した。



宮古街なか復興市 2013 秋

#### 「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」

##### ◎山田町特産品販売協同組合（代表理事：豊間根章一氏）

（組合概要）

山田町の設置する地場産施設（産直施設）の管理運営、組合員製品の共同販売、販路拡大事業等を実施。

（選定理由）

平成 11 年設立以来、地域資源である農林産物の共同販売を積極的に展開。先の震災津波では避難所機能・食料供給機能をいち早く復旧、地域需要に応えた。



組合が管理運営する産直施設

##### ◎株式会社菱屋酒造店（代表取締役社長：三浦睦子氏）

（会社概要）

創業は江戸時代末。主力商品「千両男山」は 2 年連続全国新酒鑑評会で金賞を受賞。現在、宮古市唯一の酒造メーカー。

（選定理由）

震災津波により工場・商品を流失。沿岸で被災した 3 蔵元のうち、創業以来の湧水にこだわり、廃墟となった工場跡地に蔵元を再建、復興への力強い取り組みが評価された。



千両男山の酒ラベル

今後、選定組合等に対する授賞式に加え、その取組内容を収録した冊子を作製するほか、製品・商品等を一堂に展示する見本市等も開催される予定。詳細は中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) まで。

## 平成 26 年度 中小企業関連予算案の概要

昨年 12 月 24 日に閣議決定された政府による 26 年度予算案が、現在開催中の通常国会に提出されている。このうち中小企業関連の予算は、「福島・被災地の復興加速」、「中小企業・小規模事業者の革新」など、政府全体で 1,853 億円（うち経済産業省 1,111 億円）となっている。重点項目の概要は以下のとおり。

なお、（ ）内は 25 年度当初予算額

### ◎中小企業対策費の予算案

	26 年度予算案 <sup>(注1)</sup>	25 年度予算額 <sup>(注2)</sup>	対前年比
政府全体	1,853 億円	1,811 億円	42 億円
うち 経済産 業省分	1,111 億円	1,071 億円	40 億円

(注1) 政府全体の中小企業対策費は、経済産業省の他、財務省及び厚生労働省が計上。

(注2) この他、「好循環実現のための経済対策」（平成25 年12 月5 日閣議決定）に基づく平成25 年度補正予算として、中小企業・小規模事業者関係3,403 億円（うち、財務省計上821億円）を計上。

## 1. 福島・被災地の復興加速

### ○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）＜復興＞

220.7 億円（250.1 億円）＋ 25 補正 204.0 億円

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等を支援。

### ○被災中小企業・小規模事業者の資金繰り支援＜復興＞

53.0 億円（530.0 億円）＋ 25 補正 165.0 億円

株式会社日本政策金融公庫の「東日本大震災復興特別貸付」等による支援。

## 2. 中小企業・小規模事業者の革新

### （1）黒字企業の倍増

#### ○ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業 126.0 億円（新規）

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を全面的に見直し、新たに、環境・エネルギーや医療分野などの成長分野にも対応した技術を活用した研究・開発から製品の販路開拓まで一貫して支援し、数多くのグローバルニッチトップ企業の創出を図る。

#### ○中小企業・小規模事業者連携促進支援事業 10.8 億円（新規）

新事業活動促進法や農商工連携促進法に基づき、中小企業・小規模事業者等が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援する。

#### ○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

22.8 億円（新規）＋ 関連25 補正 8.0 億円

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外市場等に関する情報提供を行うとともに、国内外の展示会出展や海外展開の実現可能性（F/S）調査などの支援を行う。加えて、新たに海外での常設展示場を設置するなど、中小企業・小規模事業者の海外展開を戦略的に支援する。

### （2）開業率 10%の実現

#### ○地域創業促進支援事業 7.5 億円（新規）

年間 5000 社以上の創業を目指し、全国 300 箇所、創業希望者の基礎知識の習得からビジネスプラン作成までを支援。

#### ○地域商業自立促進事業 39.0 億円（新規）＋ 関連25 補正 180.0 億円

インキュベーション施設の整備、空き店舗への店舗誘致や店舗の集約化による商店街のコンパクト化

等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。加えて、地域の消費活動のベースとなる機能を強化するため、コミュニティスペースの整備等を支援。

**○中心市街地活性化事業等 12.0 億円（新規） + 関連25 補正 45.0 億円**

中心市街地活性化のための新たな計画認定制度の創設などの制度整備を進め、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果がある特に優れた民間プロジェクトを支援する。

**○中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業 9.5 億円（新規）**

認定支援機関の支援を前提とした、日本政策金融公庫による創業・経営多角化事業に対する低利融資（基準金利－0.4%）等を整備することで、経営力強化を図る。

また、国民生活事業において、追加の金利負担なく無担保・無保証で貸し付けを受けられる限度額を1,500万円から2,000万円に拡充する。さらに、女性・若者・シニアによる創業に対する金利を引き下げ（基準金利－0.65%）。

**（3）小規模事業者に焦点を当てた施策展開****○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 41.2 億円（新規）**

地域の支援体制を強化するため、様々な経営課題を解決するための具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築。

**○小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経） 40.0 億円（36.0 億円）**

商工会等の経営指導を受けている小規模事業者を対象とする日本政策金融公庫による経営改善資金融資（無担保・無保証・低利、貸付規模2,500億円）につき、事業計画の策定等を要件として、貸付上限額を1,500万円から2,000万円に拡充する。

**○小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業 14.6 億円（新規）**

農林水産品や伝統工芸品などの地域の資源を活用し、①小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、②小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組（小規模事業者等が4社以上で行う取組を重点的に支援）を支援する。

**（4）消費税率引上げに伴う監視・取締り体制****○消費税率引上げに伴う取引状況監視・検査の徹底****46.0 億円（19.8 億円） + 関連25 年補正 34.6 億円**

取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引相手から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、474人体制で積極的な情報収集・取締りを実施する。

**（5）資金繰り・事業再生支援****○きめ細かな資金繰り支援 236.8 億円（229.5 億円） + 関連25 補正 1,352.0 億円※  
※ うち、財務省計上821 億円**

日本政策金融公庫への利子補給等や信用保証協会の財務基盤強化を行い、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。

**○中小企業・小規模事業者の事業再生を支援****44.4 億円の内数（43.4 億円の内数） + 関連25 補正 3.5 億円**

事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援するため、中小企業再生支援協議会の常駐専門家による窓口相談・再生計画策定支援、モニタリング等を行う。

## 平成26年度中小企業・小規模事業者関係の 主な税制改正の概要

平成25年12月24日、平成26年度税制改正の大綱が閣議決定された。

中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正事項として、(1) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の創設、(2) 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長、(3) 創業時の登録免許税の軽減措置の創設、(4) 交際費課税の特例の拡充などがある。

なお、概要は以下の通りであるが、詳細は中小企業庁ホームページ

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131220ZeiseiKaisei.htm>) 及び財務省のホームページ ([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/workflow/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/workflow/index.html)) を参照されたい。

### 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の創設

・NC旋盤など、工業会等で生産性向上に資することを証明した設備等への投資を対象とした税制優遇制度について、下記①～③の上乗せ措置を創設した。

(※上乗せ措置は産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月末まで適用)

- ①初年度100%償却できるようになる。
- ②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割合が7%から10%になる。
- ③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択できるようになる。

※製造業だけでなく、飲食店などの商業・サービス業でもご利用できる。

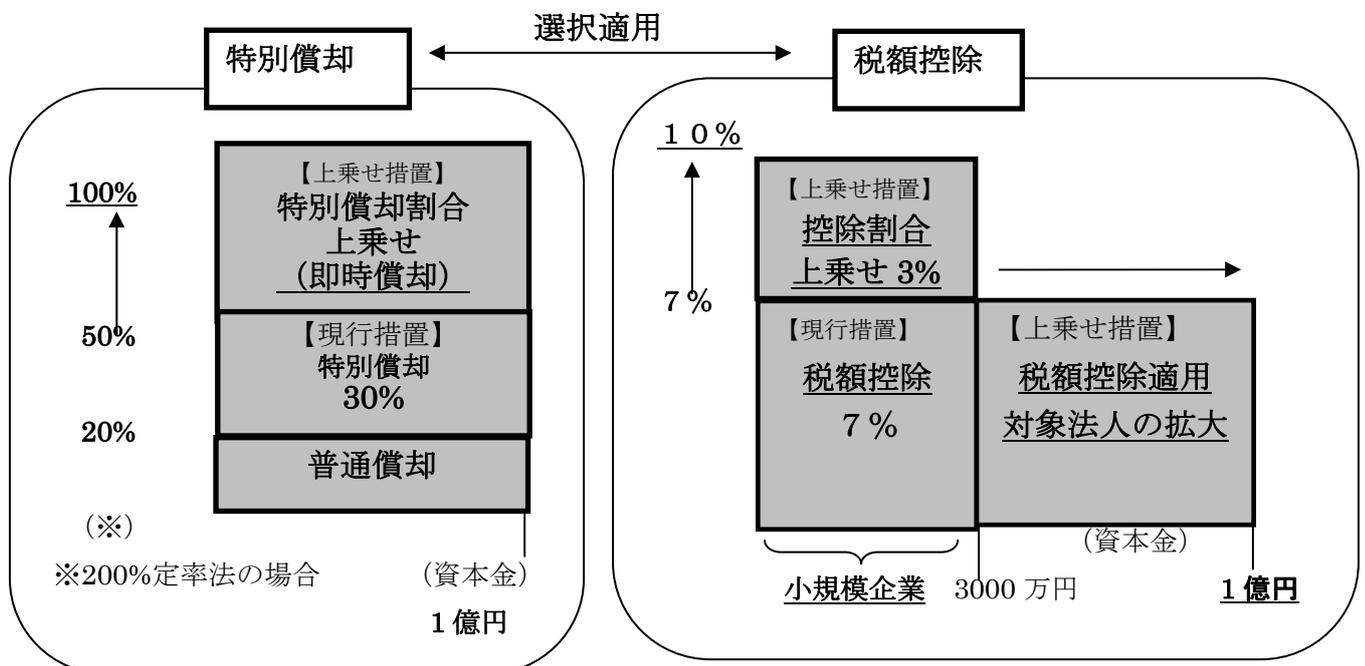
(例) 個人事業主のパン屋さんがパン生地を作るために導入したミキサーなど

#### 上乗せ措置の対象となる設備

○旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

①すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル) ②サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ) ③稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)

○現行措置の対象設備(貨物自動車、内航船舶以外)のうち、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備



## 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設

- ・ 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、即時償却又は5%税額控除という、異次元の優遇措置で支援。
- ・ 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能。
- ・ 法律上の計画認定を要しない簡便な手続き。産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から前倒し適用。→本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。（適用期間：3年間 平成28年度末まで）

## 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

- ・ 「少額特例」は、取得価額30万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を取得した際に、初年度100%償却ができる措置。（合計300万円まで）年間約43万社もの中小企業が利用。
- ・ 中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた適用期限を2年間延長。（平成27年度末まで適用）（WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入替えニーズにも対応）。

## 創業時の登録免許税の軽減措置の創設

- ・ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内における、会社設立時の登録免許税を半減する措置を創設。（平成28年3月31日まで適用）

## 所得拡大促進税制の見直し・拡充

- ・ 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）
- ・ 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2年間延長する（平成29年度末まで）。

## 年末での決定事項

### 交際費課税の特例措置の拡充（国税）

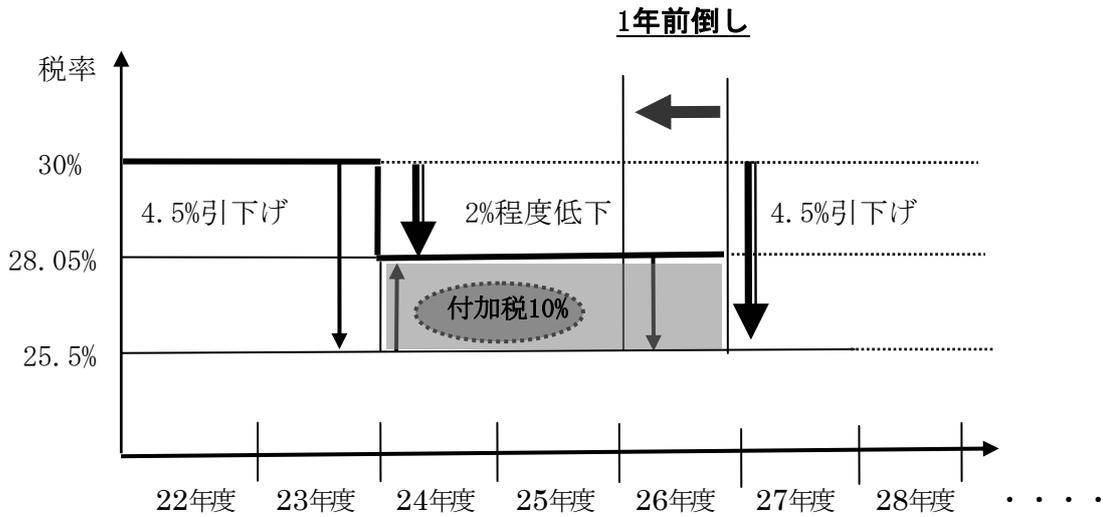
- ・ 法人が支出した交際費等は租税特別措置法により損金不参入とされているが、交際費等の範囲から一人当たり5000円以下の飲食費等は除かれる。すなわち、一人当たり5000円以下の飲食費等は損金参入できることとなる。
- ・ 中小法人について①現行の交際費等の800万円までの損金算入できるこれまでの措置に加えて、②新たに飲食費（上限無し）の50%を損金算入できる措置が創設され、選択適用できることになる。（平成26年4月から平成28年3月末まで適用期限を2年間延長）

### 復興特別法人税の1年前倒し廃止（国税）

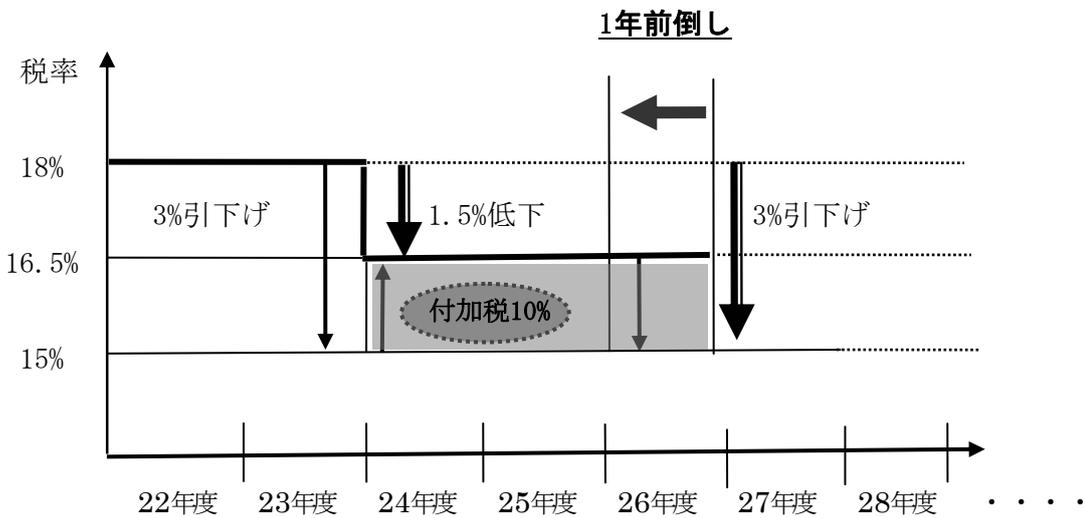
- ・ 経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。

(復興特別法人税の1年前倒し廃止)

**法人税率 (国税分)**



**中小企業の軽減税率**



**いわて中小企業人材確保・定着支援事業の取り組み (1月分)**

**1. いわて就職ガイダンスを共催**

1月18日(土)、公益財団法人ふるさといわて定住財団主催の「いわて就職面接会Ⅳ」が岩手産業文化センター・アピオにて開催された。当財団と本会が共催にて開催。今後も本会主催の合同就職面接会や財団主催の就職ガイダンス等を相互に共催し、一人でも多くの新卒者が県内地元企業への就職に結びつけるよう取り組む予定である。

参加企業数は、132社(うち本会登録企業30社)、参加学生数(既卒含む)は、989名であった。

また、同日、午後4時より、野村証券株式会社 盛岡支店長 東氏と株式会社 Don don up 代表取締役 岡本氏をお招きし、いわて学生起業家創出セミナーも開催した。

次回の当財団主催のイベントは、2015卒を対象とした「いわて就職面接会Ⅰ」が4月19日(土)にアピオにて開催される予定であり、企業も採用広報活動から本格的な選考活動、面接活動に入る。

直近の本会主催のイベントとしては、「第2回いわて就職マッチング2015」(2月12日、アイーナにて開催済)において、3つのプログラム(①地元企業を知ろう・プロジェクト②いわて中小企業合同就職説明会、③いわて中小企業就職センター模擬試験)を内容としたものであり、企業と学生のマッチングを促進。



○いわて就職ガイダンス会場



○たくさんの学生が各企業へ訪問



○いわて学生起業家創出セミナーを開催



○東支店長と岡本社長とのディスカッション

## 2. みやぎ・ふくしま・いわて 3県合同就職ガイダンス開催

1月29日（水）、宮城、福島、岩手の3県中央会が共同で「みやぎ・ふくしま・いわて 3県合同就職ガイダンス」を仙台市駅前のAER多目的ホールにて開催した。

本ガイダンスは、昨年7月の3県合同就職面接会につづき、2回目の開催となる。

当日の参加企業数は、60社（うち岩手県内に事業所がある企業20社）、参加学生数（既卒含む）は、319名となり、昨年の7月開催に比べ、2倍以上も学生参加者が増加し、宮城だけでなく、岩手や福島の企業にもたくさんの学生が訪れるなど、U・Iターンの取り組みとして、今後の就職・採用活動を通じて、一人でも多くの岩手県出身学生が、県内への就職につながることを期待される。



○3県合同就職ガイダンス



○たくさんの学生が参加

## 「ものづくり企業の挑戦」

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施している平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金は、国が「ものづくり高度化法」で定める22分野の基盤技術を活用して、顧客にニーズにきめ細かく対応した競争力強化の5類型※に合致した試作開発等の取り組みを支援するものである。岩手県内では73事業者が採択されており、各補助事業者が実施する取り組みを「ものづくり企業の挑戦」として紹介する。

※競争力強化の形態：①小口化・短納期化型、②ワンストップ化型、③サービス化型、④ニッチ分野特化型、⑤生産プロセス強化型

### 株式会社 共立精工（花巻機械金属工業団地協同組合組合員企業）

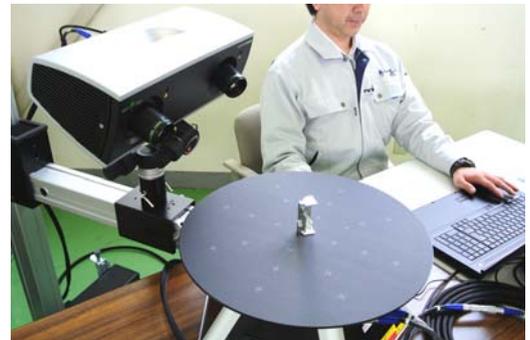
（花巻市、鹿討康弘社長、資本金 13,000 千円、従業員数 40 人）

事業計画名：「非接触三次元測定システム導入による複雑形状検査方法の確立と検査リードタイムの短縮」

#### 取り組みの概要：

最新鋭の高機能工作機械による5軸制御加工機では、高精度で複雑形状の自由曲線測定をいかに高速化できるかが他社との差異性となる。これら複雑形状部品の精度検証と検査に要する時間短縮を図るために、「非接触三次元画像測定システム」を導入し、競合他社では受注困難な高難易度加工部品の受注獲得を目指す。

- 基盤技術：切削加工
- 競争力強化の形態：小口化・短納期化型



補助事業にて導入された「非接触三次元画像測定システム」

### 株式会社 根岸工業所（水沢鋳物工業協同組合組合員企業）

（奥州市、佐藤輝貴社長、資本金 5,500 千円、従業員数 23 人）

事業計画名：「鋳造製造設備強化による低価格・高性能鋳鉄鋳物製品製造事業」

#### 取り組みの概要：

産業機械、農業用機械メーカーからの低価格化・高性能化等のニーズに迅速に応えるため、「ドラムクーラー」を導入し鋳造プロセスにおいて使用する鋳型製造設備を強化することで、冷却速度の一定化による不良率の低減と材質の安定化・高強度化につなげ、低価格・高性能鋳鉄製品製造の製造を実現させ販路拡大を目指す。

- 基盤技術：鋳造
- 競争力強化の形態：生産プロセス強化型



補助事業にて導入された「ドラムクーラー」

ものづくり補助金についてのお問合せは、本会ものづくり支援センターまで

ものづくり支援センター専用電話：019-613-2801 専用FAX：019-613-2802

ものづくり補助金特設サイト <http://www.ginga.or.jp/~monodukuri/>

## 岩手県管工事業協同組合連合会『下請取引適正化研修会』を開催

岩手県管工事業協同組合連合会では、本会の支援事業である組織新生推進事業を活用し、1月24日から30日にかけて、4日間県内4地区（盛岡市、釜石市、花巻市、一関市）で、傘下組合員企業等を対象とし、業界の下請取引をめぐる現状把握や下請取引適正化に関する知識の習得及びベストプラクティス事例の浸透を目的とした『下請取引適正化研修会』を開催した。

研修会では、はじめに中小企業診断士の土岐徹朗氏から、建設業法令遵守ガイドラインについて、具体的な取引事例を挙げて解説。実際の請負契約の際に注意すべきポイント等について説明がなされた。続いて、株式会社日刊岩手建設工業新聞社 取締役の宮野裕子氏からは、建設業の現状と今後の展望について、現場業務の中で経験したエピソードなどを交えて講演がなされた。研修会には4会場で延べ90人あまりが参加。参加者は熱心に耳を傾け理解を深めていた。



花巻会場で講義を行う土岐講師



釜石会場で講演する宮野講師

## 6次産業化に基づく総合化事業計画の本会支援事例紹介

本会では、平成23年度から、いわて6次産業化支援センター事務局として6次産業化プランナー等による県内農林漁業者の6次産業化を推進すると共に、国の六次産業化法に基づく事業計画の認定申請書策定と事業化の支援を実施している。

国は、昨年10月末に平成25年度第2回認定を公表。本県では本会支援による全3件が認定され、前回（本誌12月号）は、有限会社及川フラググリーン（代表取締役及川辰幸）を紹介したが、本稿では残りの2件の概要を紹介する。

### □平成25年度第2回県内6次産業化総合化事業計画認定事業者の概要

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>認定事業者名</b>：恵農産株式会社（二戸市：農業者）</li> <li>・ <b>認定事業名</b>：「無化学肥料（牛糞堆肥）による自家生産のにんにくを利用した加工・販売事業」</li> <li>・ <b>事業の概要</b>：自社生産のにんにくを使用した加工品（乾燥チップ、黒にんにく、すりおろしにんにく）を製造・販売することにより、付加価値を取り込むことで農業経営の改善を図る。</li> </ul>             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>認定事業者名</b>：権七園（二戸市：農業者）</li> <li>・ <b>認定事業名</b>：「独自規格での選果によるリンゴの高単価化及び規格外品を利用した新商品の開発・販売事業」</li> <li>・ <b>事業の概要</b>：自家生産リンゴを使用した加工品（コンポート、ジュレ）を開発し、インターネット及びゆうパックを利用した販売に取り組むことにより、新たな事業を創出することで農業経営の改善を図る。</li> </ul> |



## 消費税転嫁対策個別相談窓口（専門家対応）の相談事例紹介

本会事務所内に「消費税個別相談窓口」を設置し、消費税転嫁等に関する専門的な内容について、昨年12月より専門家による個別相談指導を実施しているが、他の会員組合に参考となりそうな主な相談事例を以下に紹介する。

### （共同行為の公正取引委員会への届出について）

#### 【相談内容】

組合取扱品の共同販売事業を行うにあたって、組合で商談を行い、見積書も組合で作成しているが、消費税の転嫁及び表示について共同行為の届出は必要か。

（M地区卸商（協）、卸売業）

#### 【対応内容】

- （1）共同販売事業が定款記載事業であるが、ユーザーへの請求書等は、各組合員企業が発行し、代金もユーザーから組合を経由せず、直接組合員に支払われている。従って、実質は、販売斡旋事業であり、商取引は組合員とユーザー間のもの。
- （2）その複数の組合員での消費税転嫁及び表示にかかる共同行為と看做される可能性はゼロでは無いので、念のため、共同行為の届出書を提出した方が間違いない。

※ なお、届出書類の記載内容については、当日、相談対応の専門家が指導した。その他、届出書の添付書類や届出書類の入手方法等は、全国中央会作成の「中小企業組合等のための消費税転嫁対策の手引き」及び公正取引委員会のHP（<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/todokede-syorui.html>）を参照されたい。

## 消費税改正時の経過措置の取扱い Q&A シリーズ（第3回）

本年4月1日からの消費税率の引き上げに備え、昨年4月に国税庁から「平成26年4月1日以降に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」（計59問）が出されたので、主な内容を紹介する。なお、詳細は、国税庁HPの下記アドレスを参照されたい。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

### （自動継続条項のある賃貸借契約）

**【問】** 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結しており、その契約内容は、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件を満たすものです。

ところで、この賃貸借契約には、自動継続条項が定められており、いずれか一方からの解約の申出がない限り、当初条件で自動的に賃貸借契約が継続されます。

例えば、当初の貸付期間が施行日を含む2年間で、その後2年ごとに自動継続する場合、自動継続期間を含めて、経過措置が適用されますか。

**【答】** 平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の当初の貸付期間では、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置により、旧税率が適用されます。

照会の場合、契約における貸付期間は2年間ですから、その2年間のうち、施行日以後に行われる当初の貸付期間では、旧税率が適用されますが、自動継続期間では経過措置の適用されず、新税率が適用されます。



## 商工指導団体ボウリング大会を開催

1月21日(火)、ラウンドワン盛岡店を会場に『平成25年度商工指導団体ボウリング大会』が開催された。

今大会で22回目の開催となるこの大会は、ボウリングを通じて商工指導団体職員の元気回復に資するとともに、職員相互の交流と親睦を深めることを目的として実施され、今年は9団体17チーム、総勢69名の参加となった。

大会幹事を担当した中央会は昨年団体3位に入賞しており、今年も優勝を目指し、AチームとBチームの2チームが参加した。

大会長である橋本県商工労働観光部長による始球式では、見事にストライクとなり会場の熱気が一気に高まった。選手たちは1ピンでも多く倒そうと必死になって投げている。どのチームも喜んだり励ましあったりし、ゲームが進むにつれて結束が深まっている様子であった。

(団体戦結果)

- 1位 岩手県工業技術センター
- 2位 岩手県信用保証協会
- 3位 中央会



表彰を受ける中央会



ボウリング会場の様子

### 「無料労働相談会」の開催について 労使間の問題で悩んでいませんか？ 労働者・事業主いずれもどうぞ！

労働委員会は、専門的で中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けてお手伝いする岩手県の行政機関（秘密厳守）。

この度開催する「無料労働相談会」では、労働者と事業主との間のさまざまな問題について、岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）が相談に対応。

#### ●日時・場所

- 2月23日（日）午後1時～4時 盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸11-1
- 3月2日（日）午後1時～4時 宮古地区合同庁舎 宮古市五月町1-20

#### ●お問合せ先・予約

Tel:019-629-6276（直通） 岩手県労働委員会事務局 担当：審査調整課  
〈平日8時30分～17時15分〉盛岡市内丸10-1（岩手県庁11階）

※ 岩手県労働委員会事務局では、相談会の開催日以外にも、職員が相談をお受けしている。

#### 【労働相談なんでもダイヤル】

フリーダイヤル 0120-610-797（ろうどうろうどうでなくな）（平日 8:30～17:15）

## グループ補助金を活用している中小企業者の皆様へ ～グループ補助金の自己負担分について、無利子貸付制度のお知らせ～

復旧事業の円滑な実施のため、グループ補助金の自己負担分について、国・県では無利子貸付制度を用意している。交付決定後に資材高騰や設計変更の影響等で新たに自己負担が増加して資金繰りにお困りの方は積極的にご利用されたい。

### ○概要

グループ補助金の交付決定を受けた事業者の自己負担分について、(公財)いわて産業振興センターが、県の主導により「高度化資金」の枠組みを用いた**長期・無利子貸付**を行っている。

### ○貸付条件

- ①金利：**無利子** ②貸付期間：**20年以内**（据置期間※5年以内）  
③貸付対象：施設・設備の復旧・整備に要する経費 ※据置期間とは、元金の返済を留保する期間。

### ○事業の詳細についてのお問い合わせ先

(公財)いわて産業振興センター総務・金融グループ	TEL：019-631-3821
岩手県商工労働観光部経営支援課	TEL：019-629-5542
東北経済産業局 東日本大震災復興推進室	TEL：022-221-4813
中小企業庁 経営支援課	TEL：03-3501-1763

## 平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の 1次公募について

平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり、商業・サービス補助金）」の1次公募を以下のとおり開始します。

中小企業・小規模事業者の皆様向けに、国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関）と一緒に取り組んでいただきます。お近くの認定支援機関や御質問については、岩手県中小企業団体中央会（岩手県地域事務局）までお尋ねください。

### 1. 事業概要

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、一般型では1,000万円※を上限（補助率2/3）に試作品開発・設備投資等を支援します。※成長分野での取り組みでは1,500万円、小規模事業者向けでは700万円の補助上限となる類型もあります。

### 2. 公募期間

- ・受付開始：平成26年2月17日（月）
- ・一次締切：平成26年3月14日（金）・二次締切：平成26年5月14日（水）〔各々当日消印有効〕
- ※必ず郵送により岩手県中小企業団体中央会あてに送付していただくようお願いいたします。

### 3. 公募要領等

以下の本会HPアドレスをご確認ください。 <http://www.ginga.or.jp/~monodukuri/?catid=4&itemid=32>  
申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

### 4. 公募説明会の開催について

同補助金の申請手続き等に関する説明会を下記のとおり開催致します。

- ①日時：平成26年2月28日（金） 午後1時30分から ②会場：サンセール盛岡（盛岡志家町1-10）
- ③定員：75名（先着順）
- ④お申込み方法：開催日前日までに岩手県中小企業団体中央会にFAX（019-613-2802）にて、企業名・参加者氏名・電話番号をお知らせください。

### ※申請書受付先・お問い合わせ先

岩手県地域事務局（岩手県中小企業団体中央会 ものづくり支援センター）

〒020-0878 岩手県盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル2階 電話：019-613-2801 FAX：019-613-2802

## 景況は引続き予断を許さない(平成 25 年 12 月)

### 〈全体の概要〉

12月の中小企業の景況は、消費税増税前の駆け込み需要により売上に改善が見られる業種もあるものの、人手や資機材が不足する中での急激な需要の増加への対応難、消費税増税後の反動減、原材料や燃料増加分の適正な転嫁への懸念等を示し、引続き予断を許さない状況である。

#### ◆ 酒 類 製 造 業

原料米、電力、燃料、資材等の上昇により価格改定を順次行う予定である。

#### ◆ め ん 類 製 造 業

百貨店のお歳暮商戦は、食品表示の偽装問題の影響か、軒並み前年割れの状況だった。

#### ◆ 菓 子 製 造 業

年末年始(贈答品・菓子)の需要が増え、クリスマス商戦も需要があって売上が増加した。

#### ◆ 漬 物 製 造 業

量販店、コンビニなど年中無休で、年末年始の活気のある特別な動きは見られなくなった。

#### ◆ 一 般 製 材 業

住宅着工は引き続き好調、稼働率が高い。しかし、原木の手当が厳しく、価格が上昇している。

#### ◆ 鋳 鉄 鑄 物 製 造 業

消費税増税前の駆け込み需要が徐々に多くなる。

#### ◆ 印 刷 ・ 同 関 連 業

発信チャンネルの多様化により、活字文化が情報伝達手段の一つとなり、市場は年々縮小傾向にある。

#### ◆ 一 般 機 械 器 具 製 造 業

消費税増税前の駆け込み依頼も見られ、徐々に受注量が増えるも、材料費の値上りにより収益を圧迫。

#### ◆ 野 菜 ・ 果 物 卸 売 業

単価高が続き高値疲れで消費者の買い控えが起きている。年末年始の忙しさが薄れている。

#### ◆ 酒 ・ 調 味 料 小 売 業

地域差があるが一部商品に高級志向が見られた。酒類の多様化に伴い一商品だけが独占することはなくなってきている。

#### ◆ 家 庭 用 機 械 器 具 小 売 業

電気・燃料費の値上げ対策に、省エネ対策の商品を購入する客が出てきた。

#### ◆ 燃 料 小 売 業

船荷渡価格は、供給逼迫感が薄れたことから値を下げたが、小売価格は引き続き値上げの動き。

#### ◆ 食 肉 小 売 業

売上は法人関係の経費節約基調の継続で例年並み。クリスマス商戦は内食が定着。原素材の高値安定も小売価格に転嫁できず収益圧迫。

#### ◆ 商 店 街 ( 盛 岡 市 )

総じて売上は低迷を続けている。また、消費税増税後の対応にかなり不安を感じている。

#### ◆ 旅 館 業

客単価が相変わらず低めで推移、業況は好転せず。

#### ◆ 建 物 サ ー ビ ス 業

景気回復感は皆無。人手不足の状況は依然厳しい。

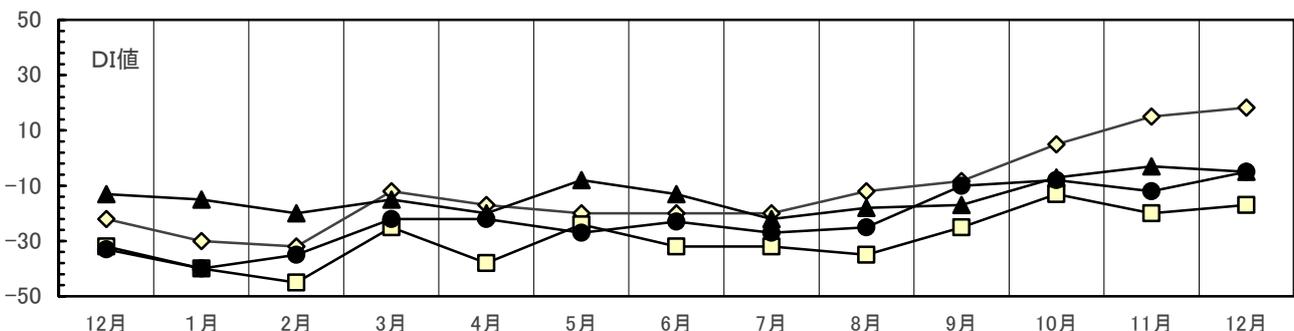
#### ◆ 土 木 工 事 業

災害復旧関連で出荷量が倍増しているが、冬期に入り各工場の在庫切れの対応に追われそうである。

#### ◆ 塗 装 工 事 業

職人不足、資材価格アップで苦しいのが実情。

### ● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H24年12月～H25年12月) ●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

※DI値=Diffusion indexの略:「良い」と答えた企業から「悪い」▲と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

## 第59回中央会通常総会の開催について

下記日程にて開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

- 開催日時 平成26年5月13日(火) 14:00～
- 開催場所 ホテル東日本 (盛岡市)  
 ※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。  
 お問い合わせ先：統括管理部 (TEL019-624-1363)

## 『組合運営基礎研修会』及び『組合決算講習会』並びに『組合税務講習会』開催のお知らせ

下記日程にて開催しますので、お知らせいたします。

- 開催日時
  - ①組合運営基礎研修会 平成26年3月5日(水) 13:00～14:00
  - ②組合決算講習会 平成26年3月5日(水) 14:00～16:30
  - ③組合税務講習会 平成25年3月6日(木) 9:00～12:00
- 開催場所 岩手県水産会館 5階 大会議室
- テーマ
  - ①「日常発生する組合の事務処理 ～加入・脱退、認可・届出・登記等～」
  - ②「組合決算の手続きと留意点」
  - ③「法人税務申告書作成の実務」
- 講師
  - ① 本会職員
  - ② ③ 税理士 小野寺 孝一 氏
 ※お問い合わせ先：統括管理部 担当：船越・田村 (TEL019-624-1363)

### ◆主要日誌◆ (1月1日～ 1月31日)

#### ◎中央会主催事業

- 1/18 いわて就職面接会 (共催)
- 1/18 いわて学生起業家創出セミナー
- 1/20 みやぎ・ふくしま・いわて3県合同企業説明会 in 盛岡 (共催)
- 1/29 みやぎ・ふくしま・いわて3県合同就職説明会 in 仙台  
 ・消費税転嫁対策専門家無料相談日  
 (1/9、14、16、21、23、28、30)

#### ◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 1/7 盛岡商工会議所新年交賀会
- 1/9 岩手県経済同友会新年祝賀交賀会

- 1/16 岩手県工業クラブ新春合同懇話会
- 1/21 グループ補助金(9次公募)審査会  
 // いわて観光立県推進会議  
 // 商工指導団体ボウリング大会
- 1/23 食肉三団体新年交賀会  
 // 貸付審査委員会
- 1/23, 24 いわて農商工・希望ファンド事業審査委員会
- 1/27 全国中央会 金融・税制合同専門委員会
- 1/28 岩手県交通安全対策協議会幹事会
- 1/30 人材確保・定着支援事業 全国連絡会議
- 1/31 3県復興 総合就職支援事業第3回推進協議会